

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 [保護者記入]		
久が原ハーモニー保育園園長殿		
園児氏名 _____		
病名 [_____] と _____ 月 _____ 日に診断されましたが、		
_____ 月 _____ 日、医療機関名 [_____] において		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。		
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	保護者名 _____	

◎感染症にかかった後の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日間を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日間後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	発しん出現 1～2 日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹（腫れ）後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（はれ）が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること

百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳児未満の子どもについては、2 回以上連続で便から検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬服薬開始後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎 (RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症等)	呼吸器症状のある間	全身状態が良いこと※
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	効果的治療開始後 24 時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※『全身状態が良い』とは、「熱や主な症状がなく、機嫌が良く普段の食事が摂れること」を言います

※アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)についても医師の指示を受けてください。

注意：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を 0 日目とし、翌日を 1 日目と起算します